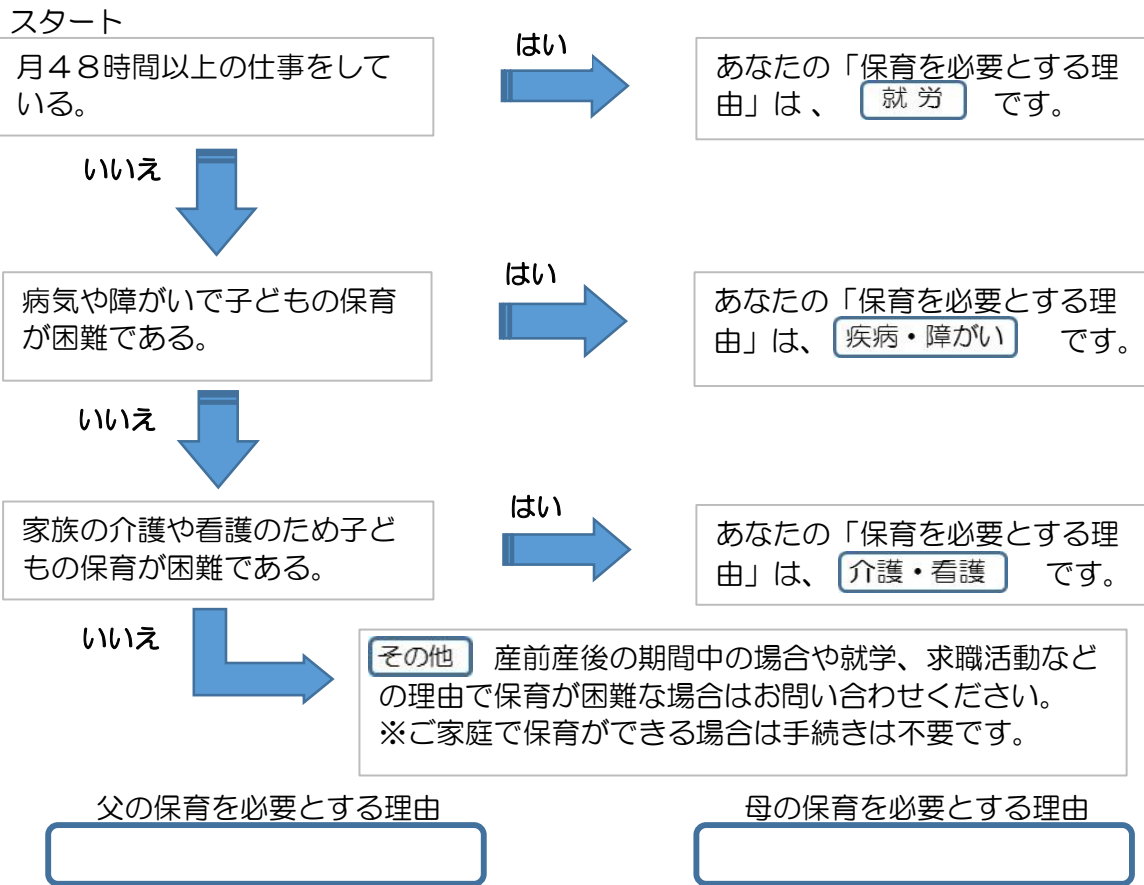


預かり保育料の無償化のための手続きについて

預かり保育料の無償化は父母ともに「保育を必要とする理由」がある方が対象です。

1 「保育を必要とする理由」があるかどうか、下の図で確認してください。



2 申請に必要な書類（①～②）をご利用中の幼稚園・認定こども園へ提出してください。

※ただし、認可保育所を申込み中的の方はこの申請がなくても適用となるため、申請書等を提出する必要はありません。

- ① 申請書（子ども1人につき1枚必要です。）
- ② 「保育を必要とする理由」を証明する書類（父母それぞれの理由により必要な証明書が違います。）
※裏面の一覧表でご確認ください

3 申請書等の提出先

提出先: 各幼稚園・認定こども園 または 保育幼稚園課

4 お問い合わせ

出雲市役所 保育幼稚園課

電話 0853-21-6964

FAX 0853-21-6413

◇預かり保育料の無償化の対象者及び必要書類について

保育を必要とする理由	認定期間	書 類	備 考
月48時間以上の就労	最長で児童の小学校就学まで	「就労（予定）証明書」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会社や官公署等に就労されている場合、事業主や施設長等、公の証明書を発行することができる方の証明が必要です。 ◆ 自営業・農業・漁業等に従事している場合は、取引先事業所か地区の民生委員の証明が必要です。 ◆ 内職の場合、発注者の証明が必要です。 ◆ 就労「予定」で提出された場合、就労開始後に「就労中」の証明書の再提出が必要です。 ◆ 産後休暇・育児休業から職場復帰する方は、記載欄に期間を明記してください。
産前産後	出産予定日の前後8週の属する月の初日から月末まで	「保育を必要とする事由申立書」 ＋「母子手帳（コピー）」	保護者名と出産予定日が確認できる部分をコピーし、提出してください。
疾病・負傷・障がい	療養の必要がなくなるまで	「保育を必要とする事由申立書」 ＋「診断書」または「各種障がい者手帳（コピー）」	
親族の介護・看護	介護・看護の必要がなくなるまで	「保育を必要とする事由申立書」 ＋被介護者の「診断書」または「各種障がい者手帳・介護保険証（認定済）等（コピー）」	
災害復旧	災害復旧が終了するまで	「保育を必要とする事由申立書」＋「り災証明書」	
求職活動	開始日から90日を経過する日の月末まで ※就労開始すれば認定期間変更	「保育を必要とする事由申立書」	
就学・職業訓練	卒業（修了）月の月末まで	「保育を必要とする事由申立書」 ＋「学生証（コピー）」または 「在学を証明できる書類」もしくは 「職業訓練を受講していること が分かる書類」＋ 「カリキュラム（コピー）」	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 申込時に就学していない場合は、合格通知書を提出してください。就学後、在学証明書を提出してください。 ◆ カリキュラムは、受講期間及び受講時間のわかるものを提出してください。
児童虐待・DV	事由が解消されるまで	保育幼稚園課へご相談ください。	
市が特に認める場合	市が必要と認める期間	保育幼稚園課へご相談ください。	

★育児休業中の方の認定の取り扱いについて

幼稚園・認定こども園（幼稚園利用）に入園しているお子さんの預かり保育

⇒育児前から恒常的に預かり保育を利用している場合は、無償化の対象になります。（畜休中の新規申込は無償化の対象にはなりません。）

★「就労（予定）証明書」、「保育を必要とする事由申立書」、「診断書」は出雲市所定様式での提出が必要です。

保育幼稚園課 および 各幼稚園・認定こども園で配付しています。必要な方はお申し出ください。

★「診断書」は医師の診断・証明が必要です。